

地域計画

策定年月日	令和 7年 8月 8日（公告日）
更新年月日	—
目標年度	令和 16 年度
市町村名 （市町村コード）	小野市 （ 28218 ）
地域名 （地域内農業集落名）	大 部 地 区 （ 敷 地 町 ）

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	59	ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	59	ha
② 田の面積	56	ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	3	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	7	ha
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計		
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計		
(備考)		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2） 地域農業の現状及び課題

・ 農地の総面積は60haで、農地の大部分は基盤整備が完了している。 ・ 現在営農を行っている農家数は個人営農15戸、集落営農組織「敷地町営農組合」と地域内を生産拠点とする認定農業者2名となっている。農用地利用集積はかなり進んでいるが、農地の集約は出来ておらず、今後は、敷地町営農組合と当該認定農業者2名の3者間での集約が課題である。その一方で、敷地町営農組合及び個人農業者は高齢化と人手不足が大きな課題となっている。 ・ 敷地町はこれまで水入れ作業を特定の農業者へ依頼していたが、現在継続して水入れに従事する者がおらず、大きな課題となっている。 ・ 住永町及び高田町との町境には、町外からの入り作農地が多い。
--

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・ 今後は、個人農業者からの農用地集積が増えるものと考えられ、敷地町営農組合による受託拡大とともに当該認定農業者2名による農地の集約化を進め、農地の有効利用と保全に努める。 ・ 栽培作物については、水稻と小麦を中心とした地域営農を今後も展開していく。 ・ 新規就労者がある場合、新たな地域営農の担い手として当該地域での定着を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地の維持保全のため、離農や耕作放棄地を担い手（敷地町営農組合、認定農業者）へ農地の集積と集約を進め、地域全体の農用地の有効利用と保全を図る。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	76 %	将来の目標とする集積率	96 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
・敷地町営農組合が中心となり地域の農用地の集約について調整を進め、農用地の有効利用をと保全を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・敷地町営農組合が窓口となり、貸し農地希望者の依頼を受け農用地の集積を進める。 ・新たな人材育成を進めながら、敷地町営農組合・認定農業者との調整を行い、集約化を推進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・農地バンクを活用しながら、担い手農業者等への農地の借受のための利用権設定を行う。
(3) 基盤整備事業への取組
・ほ場整備事業の完了後35年が経過し、水路等の老朽化に伴う補修箇所が多くなり、農業水利施設の維持・保全が難しくなってきた。これら農業水利における大きな課題があるため、今後は、再整備（パイプライン化等）を視野に検討する必要がある。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・市やJ Aと連携し、新たな栽培技術や高温耐性のある水稻栽培などへの取組みを視野に検討をしていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・農作業の効率化と省力化のため、育苗・籾処理・防除等の作業は、必要に応じJ Aの営農センターを活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣害の被害が拡大していることから、被害の発生に備え、必要に応じ防止柵等の対策について検討を行う。

③地域営農の中心となる「集落営農組織」「認定農業者」について、ICTを活用して生産性の向上やコスト低減に繋がる営農を検討する。

⑦土地改良施設の保全管理は、多面的機能直接支払い交付金等を活用しながら適切な維持管理を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地 図上の 表示	備考
1 認 定	認定農業者 I	水稻・酒米	13.1 ha	— ha	水稻・酒米	13.1 ha	— ha	橙	中心担い手
2 認 定	認定農業者 C	水稻・麦	11.0 ha	— ha	水稻・麦	11.0 ha	— ha	紫	中心担い手
3 集	敷地町営農組合	水稻・麦	13.5 ha	— ha	水稻・麦	20.9 ha	— ha	黄	中心担い手 +7.4
4 利用者	上記以外町内農業者	水稻・野菜	8.0 ha	— ha	水稻・野菜	0.6 ha	— ha	緑	△7.4
6 認 定	認定農業者 M	水稻	4.6 ha	— ha	水稻	4.6 ha	— ha	赤	
7 認 定	認定農業者 J	水稻	0.8 ha	— ha	水稻	0.8 ha	— ha		
8 認 定	認定農業者 H	水稻	0.3 ha	— ha	水稻	0.3 ha	— ha		
9 利用者	町外農業者 1	水稻	1.8 ha	— ha	水稻	1.8 ha	— ha		
10 利用者	上記以外町外農業者	水稻	6.4 ha	— ha	水稻	6.4 ha	— ha	黒丸	
11									
12									
計			59.5 ha	— ha		59.5 ha	— ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	J A兵庫みらい	育苗・粃処理、防除等	水稻等

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。